

社会福法人唐池学園 評議員選任・解任委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人唐池学園（以下「法人」という。）定款第6条第3項の規定に基づき評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項について定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、法人の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

(委員の構成)

第3条 委員会は、監事1名、事務局員（職員）1名及び外部委員2名の合計4名で構成する。

2 理事長（理事長に事故あるときは、業務執行理事）は、委員会に出席しなければならない。

(委員の選任及び任期)

第4条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第6条第2項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(委員の報酬等)

第5条 委員会の委員の報酬は、定款第8条に定める評議員の報酬等の支給基準を準用する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

(議長の選任)

第7条 委員会の議長は、委員の互選とする。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第8条 評議員選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、理事会が行う。

(評議員の選任)

第9条 委員会は、理事会から法人の評議員として推薦された候補者について、次の各号に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

(1) 理事会は、理事会で決議された別紙「次期評議員候補者推薦書」を委員会に提出する。

(2) 理事会（理事長に事故あるときは、業務執行理事）は、「次期評議員候補者推薦書」記載事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。

(3) 委員会は、理事会より提出された「次期評議員候補者推薦書」について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

(評議員の解任)

第10条 評議員の解任は、次の各号に掲げる手続きを経るものとする。

- (1) 理事長(理事長に事故あるときは業務執行理事)は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面をもって作成し、委員長及び出席した委員が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とする。
 - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
 - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 委員会に出席した委員の氏名
 - (4) 委員会の議長の氏名
- 4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

